

鳥羽市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年7月8日

鳥羽市監査委員 中 村 徳 久
鳥羽市監査委員 瀬 崎 伸 一

記

監 査 の 種 類	令和6年度 定期監査	
監 査 実 施 期 間	令和6年6月26日 ～ 令和6年10月23日	
結 果 区 分	指摘事項〔是正・改善事項〕	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
教育委員会 生涯学習課 社会教育係	防火対象物点検結果報告書については、堅神分館、池上分館、松尾分館、白木分館、河内分館において、消火訓練及び避難訓練および実施する場合の消防機関への通報が未実施となっていた。不特定多数が利用する特定防火対象物においては、年2回の実施が消防法で義務付けられているため、法令を遵守されたい。 また、上記の分館のうち河内分館を除く4分館と坂手コミュニティアリーナにおいては、点検時に消防計画等の書類副本が教育委員会に保管してあり、現場で確認ができないため不備となっていた。消防計画等の書類副本は当該施設に備え付けられておくべきものであり、その保管方法について改善されたい。	令和7年4月1日より消防から公民館等に関する指導基準の運用に伴う当該防火対象物における消防法に係る取り扱い変更についての通知があり、それまでの運用から緩和の対象となった施設等があり、今後はその運用に適した管理及び指導を行い、法令遵守に努める。 また、消防計画等の書類の副本については作成の必要がある施設（安楽島分館、河内分館、堅神分館、石鏡分館、本浦分館、坂手コミュニティアリーナ）に副本を設置、該当の公民館主事等に管理方法などを指導し、管理方法を改善した。